

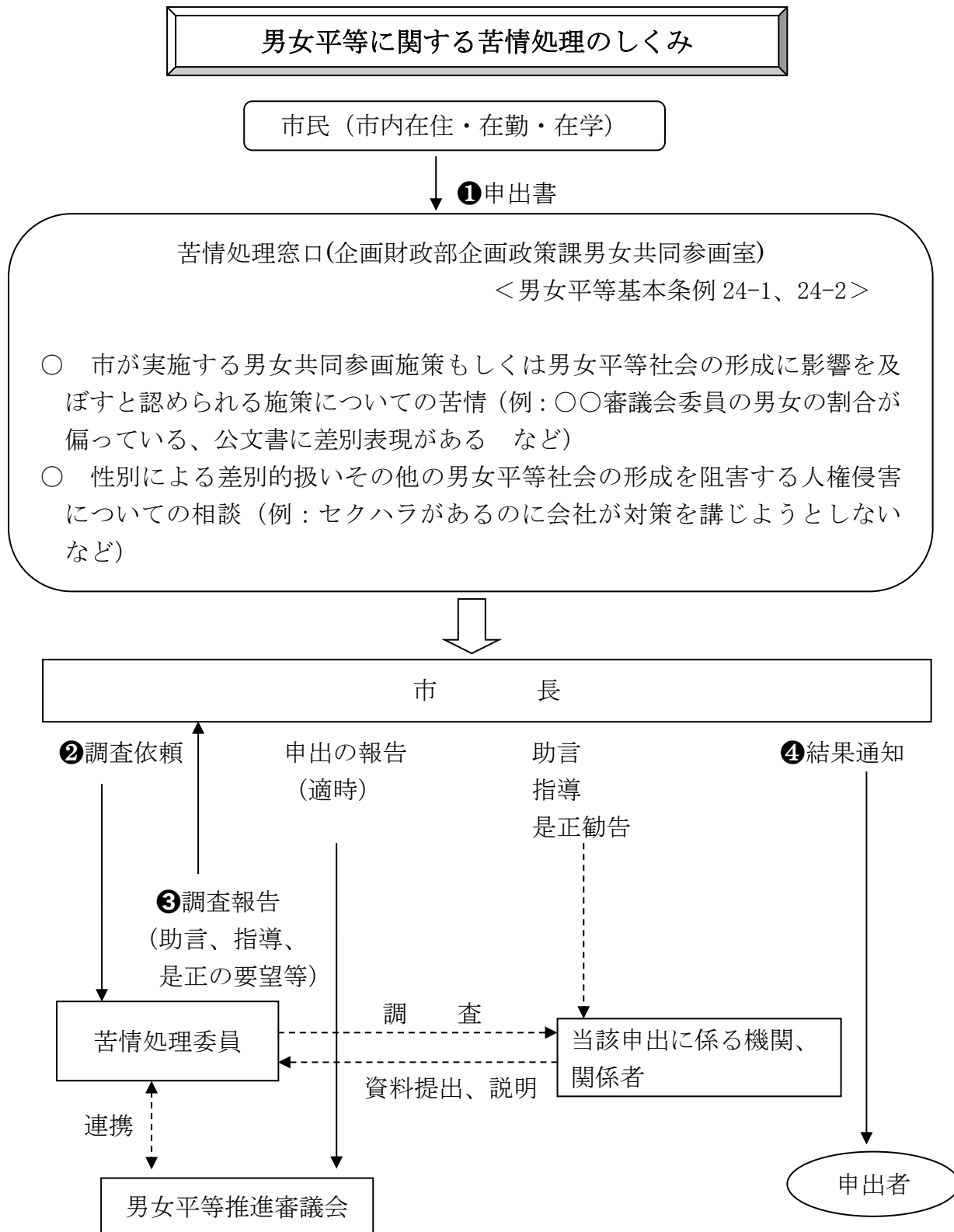
苦情・相談申出処理状況報告書

(令和4年度)

令和5年5月

小金井市

1 苦情処理の仕組みについて



<補足>

- ① 上図は、苦情相談処理の概略。
- ② ①②…は、処理手続き等の順番。
- ③ ----> は、必要に応じて実施。

小金井市では、小金井市男女平等基本条例第24条に基づき、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに対応するための苦情処理窓口を男女共同参画室に設置しています。

また、同条例第25条により、申出内容を適切かつ迅速に処理するために小金井市男女平等苦情処理委員（以下「処理委員という。）を置くこととしています。市は、調査が終了したときには、申出者に対して処理結果を通知します。

2 苦情・相談申出の処理状況について

毎年度の申出の処理状況については、小金井市男女平等基本条例施行規則第10条に基づき、個人情報に配慮しつつ報告書を作成し、公表します。令和4年度の処理状況は、次のとおりです。

年度	番号	受付年月日	申出内容	処理状況
令和3年度	R3-2	令和4年1月4日	②人権侵害について	令和4年7月12日 申出者に処理結果通知書送付、終了
令和4年度	—	—	—	—

3 事案の概要について

【R3-2】

(1) 申出の内容

② 人権侵害について

小金井市とアニメのコラボに関して出された陳情書の中に、アニメやゲームの表現が「性犯罪」「性被害」につながると主張していることについて、科学的に根拠がなく、アニメ・ゲームファンの人権を侵害している「ヘイトスピーチ」と言っても過言ではなく、この発言を取り消したうえ、謝罪を求める。

(2) 処理結果

(処理委員の報告)

当該陳情書においては、「アニメやゲームの表現が性被害、性犯罪に繋がる」旨の明らかな記載は存在せず、また「アニメやゲームの愛好家

が性犯罪を犯す」とも述べられてはいない。他方、日本のジェンダーギャップ指数が先進20ヶ国中最下位である趣旨の一般論の展開の中で、陳情者は、性被害の告発や日本における性犯罪のニュースの多さを指摘しているに過ぎないものと認められる。

したがって、前記陳情書において申出者が主張するようなヘイトスピーチがあったとするまでの事実は見当たらず、申出者に対する「性別による差別的取扱いその他男女平等社会の形成を阻害する人権侵害」があると判断するには至らないところである。

(処理委員の意見を受けて市の見解)

処理委員の報告書において、「陳情書において申出者が主張するようなヘイトスピーチがあったとするまでの事実は見当たらず、申出者に対する『性別による差別的取扱いその他男女平等社会の形成を阻害する人権侵害』があると判断するには至らないところである。」との報告を踏まえ、市としても同様の判断とする。

4 男女平等苦情処理委員

氏名	任期
永田 晴夫	令和3年5月23日～
古宮 景子	令和5年5月22日

発行 小金井市

企画財政部企画政策課男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224

E-mail s010303@koganei-shi.jp